

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

### ～機械の運転を停止させなかった疑い～

名古屋東労働基準監督署（署長 山本祥喜）は、令和6年12月16日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1. 被疑者

笹徳印刷株式会社ほか1名

（所在地：愛知県豊明市栄町 事業内容：印刷及び紙器加工）

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和6年4月24日、愛知県豊明市の笹徳印刷株式会社本社グラビア工場において、被疑者の雇用する男性労働者（49歳）が、同工場内に設置された垂直搬送機の調整作業（垂直搬送機で発生した荷崩れに伴う製品の回収作業）中、昇降テーブルが上昇したため、同機の梁と昇降テーブルの間に頭が挟まれ、死亡する災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の調整の作業を行う場合で、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならないと規定されているが、被疑者は、労働者が垂直搬送機の調整作業を行うに当たり、垂直搬送機の運転を停止させなかった疑いがあるもの。

#### 5. 関係法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第一号 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一号 第十四条、第二十条から第二十五条（中略）の規定に違反した者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(掃除等の場合の運転停止等)

第百七条

第一号 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行なわなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。